

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（亜セレン酸ナトリウム及びビオチンの規格基準の改正）に寄せられた御意見について

平成 30 年 8 月 8 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

標記について、平成 30 年 5 月 2 日から同月 31 日まで、ホームページを通じて御意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見とその回答については、別紙のとおりです。なお、御意見につきましては、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表しておりますので御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

[内容についての照会先]

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課添加物係
03-5253-1111（内線 2453、4274）